



# 2013年度 事業報告

自 2013年4月01日

至 2014年3月31日



社会福祉法人 日本国際社会事業団  
**INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN**  
(ISSJ)

## 2013 年度活動報告 (平成 25 年度)

社会福祉法人 日本国際社会事業団  
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN  
常務理事 大森 邦子

この冊子は 2013 年 4 月から 2014 年 3 月までの 1 年間に社会福祉法人日本国際社会事業団 (International Social Service Japan, 以下 I S S J) が行った活動報告です。

日本国際社会事業団は、昭和 27 年に日米孤児救済合同委員会として、敗戦後、駐留軍兵士と日本人女性の間にも生まれた混血の子どもたちに、お父さんの国で新しい家族を探す、国際養子縁組事業を始めました。昭和 34 年に厚生省 (現厚生労働省) の認可を受けて、社会福祉法人日本国際社会事業団となりました。その後、国際養子縁組をはじめ、国際結婚の破綻による父母間での子どもの奪い合いの調整、国境を越えて別れ別れになった家族探し、日本で難民申請をしている人へのカウンセリングや医療費支援、またカンボジアの貧困家庭の子どもへの給食付識字教育など、60 年を越えて国際福祉活動を続けております。

昨今、国境を越えての人的交流が盛んになり、お互いの顔が見えることでより理解が深まる時代が期待される中で、国と国の争い、人種、宗教、信条の違いからくる争いは後を絶つことなく、世界のあちらこちらで煙が上がっております。I S S J には家庭に恵まれない子どもたちや、家族と離れ離れになった難民の人、国際結婚の破綻から生じた家族間問題を抱える人たちからの相談が多く寄せられております。

「国境を越えて愛の手を」をモットーに、人種、国籍、宗教、信条、性別等による差別なく、福祉の専門教育を受けたソーシャルワーカーが、真摯に問題解決にあたっております。相談は日本国内だけでなく、海外からも多く寄せられています。

半世紀を越える I S S J の活動は多くの善意の人々からの寄付や浄財によって、J K A (競輪)、日本財団、国連難民高等弁務官事務所 (U N H C R)、日本メイソン財団、共同募金会、国際ボランティア貯金などの助成団体からの補助金や助成金、団体会員の実践倫理宏正会、東洋埠頭株式会社、三菱マテリアル株式会社、また多くの個人会員の皆様からの寄付金によって支えられております。また厚生労働省、外務省、法務省、入国管理局、家庭裁判所、児童相談所、児童福祉施設、アジア福祉教育財団難民事業本部、F R J (なんみんフォーラム) 等のご協力も大きな支えとなっております。I S S J を支えてくださいます皆様に役職員一同心より御礼申し上げます。

毎年 50 カ国を超える世界の国々の人々から相談が寄せられますが、一つ一つのご相談に真摯に向き合っていくためにもスタッフ一同より研鑽を積んでまいりますので、今後も皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



# Ⅰ 相 談 事 業

## 1. 国際養子縁組

この事業は I S S J の発足のきっかけとなった活動であり、J K A ( 競輪 ) の補助金を受けて実施している。I S S J の「国際養子縁組」は、養親となる者と養子となる者の国籍が二カ国以上にまたがる養子縁組を指す。I S S J が取り扱う養子縁組には、家庭裁判所に申し立てる「養子縁組 ( 断絶型 )」、外国人配偶者の連れ子、姪、甥、孫など氏族との「普通養子縁組」のほか、日本在住の子どもを海外在住の養親候補者に委託し、現地の裁判所に養子縁組を申し立てる「日本国外での養子縁組 ( 断絶型 )」がある。

I S S J における 2013 年度のマッチング件数は 3 件 ( 氏族間の養子縁組を除く ) で、全て児童相談所から国際養子縁組の検討を求められた事例である。1 例目は、養護施設に入所していた 8 歳の男の子と日本在住のオーストラリア人夫妻とのマッチング、2 例目は、養護施設に入所していた 8 歳の男の子とアメリカ在住のアメリカ人夫妻とのマッチング、3 例目は、別々の養護施設に入所していた兄弟 ( 6 歳の兄と 5 歳の弟 ) とアメリカ在住のアメリカ人夫妻とのマッチングである。1 例目の養父候補者は、高校の英語講師、養母候補者は、公立小中学校の英語の補助教員として働いていたが、子どもの委託を機に離職している。養母候補者は、日本語が堪能なことから、地域の小学校や児童相談所と連携し、本児を支えるネットワークを築いている。この夫妻は、本児の試し行動とも真正面から向き合い、本児の信頼を獲得することにも成功している。2 例目の養父候補者は、日本への留学経験があり、日本語も堪能で、大好きな日本から子どもを迎えることを希望していた。本児は委託を機にしたアメリカへの移住後、今までの生活を失った「喪失感」から、地域の小学校で他者に暴力を振るうなどの問題行動が表出した。攻撃的な試し行動に、当初は養親候補者の戸惑いも大きかったが、現地の養子縁組団体のソーシャルワーカーやセラピストによる支援を受けながら、本児も養親候補者も落ち着きを取り戻すことができている。3 例目の養父候補者は日系アメリカ人、養母候補者はフィリピン系アメリカ人であるが、日本語は全く理解できなかった。当初は、この夫妻と兄との国際養子縁組が、児童相談所と養護施設との協働で進められていた。しかし、弟も含めた兄弟同時委託を実現したい、と願う I S S J が、児童相談所と兄と弟が入所するそれぞれの養護施設に働きかけ、兄弟同時委託の可能性を探り続けた。児童相談所と養護施設では、兄弟委託に反対論や慎重論が根強かった。しかし、養親候補者夫妻は、兄弟を一緒に受け入れることを希望し、そのための準備に心を砕いた。また、両養護施設の協力を得て、当事業団が提案した兄と弟の交流も始められた。そして、マッチングから 4 カ月に及ぶ調整・準備期間を経て、兄弟の同時委託が実現した。

今年度の 3 事例は、養親となる夫妻に実子はなく、子育て経験もなかったが、それぞれの夫妻は強い覚悟をもって、子どもたちを引き受けてくれた。日本国内に暮らす家族には、引き続き I S S J が子どもと養親候補者との適応調査を担い、必要な助言、支援を提供している。一方、アメリカで暮らす子どもと養親候補者には、家庭調査を実施した現地の養子縁組認可団体が、I S S J の委託を受けて適応調査を担っている。また、必要に応じて子どもと養親候補者に対し、支援機関への橋渡しも行っている。

今年度に I S S J が委託をした子どもたちは、日本国内での里親委託や養子縁組が実現できずに、養護施設への入所措置が継続されていた。実親による引取りが見込めない子どもたちに、恒久的な家族を提供したい、という共通の思いから、I S S J、児童相談所、養護施設の各担当者が協働し、委託を実現することができた。きょうだいにはできる限り、同じ里親への委託や、同じ養親との縁組が第一義的に検討されるのが世界の児童福祉の潮流である。



しかし、日本では依然として、きょうだいも別々の施設に措置されたり、別々の里親に委託をされたり、別々の養親候補者と養子縁組をされる事例が散見される。子どもを支援する側の事情によって、きょうだいが離れ離れとなり、交流する機会までも奪われるような事態は、見直されるべきである。実親と離れざるを得なかった子どもたちが「きょうだいの喪失」という二重の喪失にみまわれずにすむように、子どもを支援する側が、努力する必要がある。I S S Jは、今後も児童相談所、乳児院、児童養護施設等と協働しながら、ひとりでも多くの子どもたちが恒久的な家族とめぐり合えるように、国際養子縁組の支援活動を続けていきたい。

また、今年度はJ K A補助事業の一環として、I S S Jの活動を近隣の児童相談所や児童養護施設・乳児院に広めるために、アンケートを2回実施した。アンケートの中で、I S S Jの活動をよりよく知りたいと回答下さった児童相談所や施設を訪問し、国際養子縁組の取り組みや未就籍児童への支援などを具体的な例をあげて説明した。児童相談所・施設の中には、I S S Jの支援を必要とする子どもがいるから、と自らI S S Jを訪問して下さったところもあった。児童相談所から依頼を受けて実親の面接に繋がったケースもある。今後も、児童相談所・施設の担当者が、日本国内で委託が進まない子どもへの最後の選択肢として国際養子縁組を考えてもらえるよう、啓蒙活動を続けたい。

### 分類と解釈

I S S Jで現在扱っている国際養子縁組を子どもの住居地別に分類すると以下のようになる。

A	日本国内に住む子どもを養親候補者の居住国に養子縁組目的で移住させ、その国で法的養子縁組を完了する。
B	日本国内に住む子どもを、子どもと国籍の異なる日本国内在住の夫婦に委託し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 ① 子どもと養親は他人 ② 子どもと養親は親族(連れ子、親戚など)
C	外国に住む子どもが、外国の養子縁組機関の許可を得て日本に移動し、日本の家庭裁判所等で養子縁組を完了する。 ① 子どもと養親は他人 ② 子どもと養親は親族(連れ子、親戚など)

今年度、I S S Jへの養子縁組の問い合わせ数は435件、その中で32ケースを継続して援助した。昨年度より引き続き扱っている118ケースを合わせると、今年度の国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは150ケースで、その内訳は次の表のとおりである。

### 今年度の相談数

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない 養子縁組 Non-Relative	不明	合計
フィリピン	109	29	13	0	151
タイ	19	9	5	0	33
上記以外	8	12	231	0	251
合計	136	50	249	0	435

本年度、国際養子縁組で関係した国と地域は、日本、アメリカ、イギリス、イタリア、インド、ウクライナ、エチオピア、オーストラリア、カナダ、カメルーン、韓国、カンボジア、クロアチア、コロンビア、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スペイン、タイ、台湾、チェコ、中国、ドイツ、ニュージーランド、ネパール、フィリピン、フランス、ブラジル、ブルネイ、ベトナム、ベネズエラ、ペルー、ベルギー、ポルトガル、マレーシア、ルーマニア、ロシアであった。



## 本年度取り扱いケース数

	連れ子養子縁組 Step		血縁関係のある養子縁組 Relative		血縁関係のない養子縁組 Non-Relative		合計			
フィリピン	新規オープン	4	11	新規オープン	2	24	新規オープン	2	6	41
	前年度繰越	7		前年度繰越	22		前年度繰越	4		
タイ	新規オープン	7	16	新規オープン	2	13	新規オープン	0	3	32
	前年度繰越	9		前年度繰越	11		前年度繰越	3		
上記以外	新規オープン	0	0	新規オープン	0	2	新規オープン	15	75	77
	前年度繰越	0		前年度繰越	2		前年度繰越	60		
合計	27		39		84		150			

ISSJはフィリピン政府の社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development：以下DSWD）および国際養子縁組審議会（Intercountry Adoption Board：以下ICAB）から認可された日本で唯一の養子縁組機関であり、またタイ政府の社会開発福祉省（The Department of Social Development and Welfare：DSDW）とも密接な関係を築いている。

今年度は、連れ子養子縁組（Step）希望の養親のためのオリエンテーションは、4回8人、血縁関係のある養子縁組（Relative）希望の養親のためのオリエンテーションは3回6人、血縁のない養子縁組（Non-Relative）希望の養親のためのオリエンテーションは9回18人が参加している。今年度、養子縁組手続きが終了したのは、血縁関係のある養子縁組（Relative）が1ケース、血縁関係のない養子縁組（Non-Relative）が3ケース（内フィリピンケース1ケース）、合計4ケースである。養子縁組手続きの開始から完了するまでには1年以上かかることが多い。この間、ISSJのソーシャルワーカーは養親候補者をサポートし続けている。養子縁組成立後も親子関係に対するサポートが必要な場合もあり、ISSJでは長期間にわたる支援を行っている。アフターケアの一つとして、何か困難な事態が生じた場合にISSJの支援を思い起こしてもらおうよう養子縁組を援助した家族にクリスマスカードを送っている。本年もISSJを通じて誕生した家族から成長した養子の写真付の多くのクリスマスカードが寄せられた。

### 養子縁組をした家族から寄せられたクリスマスカードの一部です





## ケース1

### 国際養子縁組 – Non-Relative Adoption –

2012年4月、重い食物アレルギーのために、児童養護施設への措置変更ができずに乳児院で暮す3歳の健君（仮名）について、国際養子縁組を検討してほしい、と児童相談所から相談が寄せられた。健君には異父兄が2人、異父姉が1人いるが、それぞれは別々の親族や施設で養育をされているため、きょうだい同士の交流は実施されていなかった。母は、救急搬送されて健君を出産した際に、覚醒剤の陽性反応が出ていた。出産後は病院から行方をくらましたため、病院から相談を受けた児童相談所によって、健君は乳児院に措置された。母は健君が乳児院に入所した後も、養育には全く関心を示さなかったことから、児童相談所は里親委託を試みようと、健君が2歳の誕生日を迎えるころから里親を募り始めた。しかし、里親希望者が現れなかったことから、児童相談所は国際養子縁組を検討することにした。児童相談所から相談を受けたISSJのソーシャルワーカーは乳児院を訪問し、健君の行動観察と担当保育士への面接を実施した。また、児童相談所の担当者や心理士による発達検査と心理所見もふまえて、ニーズを洗い出した。当時、健君の母は覚醒剤取締法違反で逮捕服役していたことから、ISSJのソーシャルワーカーは児童相談所の職員と共に拘置所に足を運び、母から国際養子縁組の同意を得た。

ISSJは、2013年1月、アメリカ国内で認可された養子縁組団体の家庭調査を経て、ISSJに申請をしていたアメリカ人夫と日本人妻の養親候補者に健君をマッチングした。夫妻は、健君の食物アレルギーや実母の覚醒剤使用歴についても了承し、受け入れを快諾した。児童相談所と乳児院の協力を得て、夫妻は15日間の日本滞在中に、アメリカ大使館でのビザ申請、乳児院における健君とのお見合いと実習を経て、本児を引き取り、アメリカに帰国した。帰国後は、夫妻の家庭調査を実施した団体が半年間にわたって、健君と夫妻の適応調査を実施した。

適応報告書によると、健君は当初日本語の通じる養母に懐いていたが、幼稚園に通い始めるとみるみる英語を上達させた。英語が上達し、養父とコミュニケーションがとれるようになると、養父との外出を楽しむようにもなった。もともとは内気な性格だったが、自分から他の子どもを遊びに誘ったり、見知らぬ人に話しかけられた際も、英語で受答えができるようになったという。すでに米国の裁判所からは、養子縁組の審判が下り、アメリカでの養子縁組手続きは終了している。現在は、現地の日本総領事館を通じて日本の本籍地に養子縁組届を提出している。まもなく、養母の戸籍に入籍した健君の新戸籍が編製される予定である。養母は健君を連れて、日本に里帰りできる日を心待ちにしている。

## ケース2

### 親戚の子どもを養子縁組 – Relative Adoption –

東京に在住の日本国籍とフィリピン国籍の田中夫妻（仮名）はフィリピンからリサちゃん（仮名）を養子に迎えたいと希望しISSJに養子縁組の申請をした。フィリピンにいるリサちゃんの実父母は婚姻関係にあったが夫婦の関係は破綻しており、実父は違法な薬物に手を出し酒を飲んで友人たちと遊びに行ったまま家にも帰らなかった。そのため実母の生活は貧しく、5番目に生まれたりサちゃんを育てる精神的及び経済的な余裕は全くなく、結局リサちゃんは生まれてすぐに母方の祖母と叔母によって育てられることになった。そんな中、子どもに恵まれずにいた叔母夫婦である田中夫妻にリサちゃんを養子縁組してはどうか、とごく自然に話しが持ち上がったのだ。ISSJは田中夫妻の申請を受けオリエンテーションで手続きの流れや質疑応答などを行い、続いて初回面接で夫妻の養子縁組計画の詳細等について面談を行った。



一方でフィリピンにいるリサちゃんが実際に養子となり得るのか、その選択肢が子どもにとって最善なのかの調査をフィリピン社会福祉開発省（以下D SWD）へ依頼した。D SWDからの児童調査書にもフィリピンでの実父母によるリサちゃんの養育が完全に不可能であり、養子縁組がリサちゃんにとって最善であることが記されていた。それをもってI S S Jは田中夫妻の家庭調査を行ったが、養父母共に健康状態が懸念され、一時はそのために手続きを進めることが困難な場面もあった。結果的にI S S JとD SWD双方において、田中夫妻はリサちゃんの養親として適格であると判断され、D SWDはリサちゃんを田中夫妻に託置することを許可した。リサちゃんが来日から6ヵ月間は適応期間が設けられ、その期間中にI S S Jは3回適応調査のための家庭訪問を行った。来日してからは挨拶程度の日本語しか話さなかったリサちゃんも養親との、また幼稚園での生活を経て、すぐに日本語を習得した。また、リサちゃんは食べ物の好き嫌が多く、わがままも見受けられたが、田中夫妻は来日してまだ日が浅いリサちゃんをおおらかに受けとめている様子が見受けられた。D SWDはI S S Jからの適応報告を受けて田中夫妻とリサちゃんの養子縁組を許可し、その後は日本の家庭裁判所での養子縁組許可審判も下り、リサちゃんは新しい家族の愛情のもと安定した生活を送っている。

### ケース3

## 養子縁組をした男性のルーツ捜しの援助

I S S Jでは養子縁組が法的に完了した後も、養子、養親、親族に対し様々な支援を行っている。そのひとつに成人した養子に対するルーツ捜しの支援がある。

養子縁組が十数年前に完了した養子自身から便りが届いた。メールには、しっかりした文章で実母に対する思いや感謝の気持ちが綴られていた。成人した彼はまた、実母に会いたいという希望を持っており、これまでの数年間、毎日のように実母との再会を夢見てきたと書かれていた。成人した彼だが、自分がどこから来たのかと毎日のように問いかけるという。実母がもし違った決断をしていたら、今の自分はいなかったということに気づき、その決断が正しかったのだと直接実母に伝えたいと望んだとのことだった。

I S S Jでは養子の実親と再会したいと望む時、まず話し合いを重ねる。養子の実親に対する感情、伝えたいことや聞きたいこと、また実親に対する配慮についても最初に話し合う。これまでのケースを振り返ると、養子の実親に会いたいと思うのは、人生の節目の場合が多い。例えば、卒業、成人、就職、結婚、出産、また養親の逝去などである。養子によっては、I S S Jに保管してある記録を知ることによって自分のルーツが分かったと納得する人もいる。現実的に言葉の壁や国境に阻まれ、再会が難しいと感じる養子もいる。さらに、再会支援については実親の事情も考慮に入れなければならない。実親によっては、再婚していたり、養子縁組後に更に子どもがいたり、同居の家族に事実を話していない場合もある。実親に対しても予め養子の成長を伝え、近況を報告し心の準備を行う。場合によってはI S S Jが翻訳し、養子と実親との間で手紙や写真のやり取りが行われることもある。

今回のケースでは養子の意図がはっきりしており、実母に連絡を試みた。まずI S S Jで保管していた養子縁組時の住所に手紙を送ったが、実母は転居していたので転居先をたどり、再度実母に連絡を試みた。連絡のついた実母に子どもの成長や近況を知らせ、子どもが会いたがっていることを伝えた。現在、I S S Jでは養子の会いたいと願う気持ちも、実母の躊躇う気持ちも受け入れ、双方にとって一番いい選択肢を一緒に考えながら、養子と実母双方への続けている。



## 2. 国境を越えた未成年者への家族再会援助

当事業は日本財団の助成を受けて行っている。右表は本年度の「国境を越えた未成年者への家族再会の援助」ケース数を表したものである。

米国で国際結婚した日本人女性が夫婦関係の破綻に伴い、夫婦の子どもを自分の母国である日本へ連れ去るというケースが問題になり、2011年頃に米国のマスコミが大きく取り上げた。その流れから日本も2014年1月に諸外国にならい、1980年ハーグ条約

新規相談受付ケース数	93
新規オープンケース数	15
再オープンケース数	3
前年度より継続ケース数	62
終了ケース数	19
次年度繰越ケース数	61

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の署名及び締結を行い、2014年4月より、このように片親が子どもを日本に連れ帰ってきたケースにおいては、他国に残された片親が子どもの返還または面会交流を申請し、援助を要請することができるようになった。

ISSJはその面会交流支援団体として、当事者からの依頼によって、子どもと連れ去られた親の面会及びそれに伴う両親間の連絡調整などを通して支援することになった。そのためこの条約の中央当局となる外務省や裁判外紛争解決手続き機関となる弁護士会、他の面会交流支援団体と、手続きの詳細についての意見交換や研修などが活発に行われている。条約施行に伴い、片方の親との関係が断絶してしまっている子どもたちの、両方の親への交流を子どもの当然の権利として、その環境が少しでも整えられることを期待したい。

またISSJでは子どもには両親との関係を維持する権利があり、その関係を保つことで健全な成長へとつながると考え、子どもの連れ去りに関する問題だけでなく、何らかの理由により片親が子どもと連絡が取れずに面会もできなくなる状況において、再び連絡が取れるように援助を行っている。

また海外での労働などに伴い人々の移住は近年、より活発になってきている。移住先である日本でパートナーや結婚相手とめぐりあうケースは多いが、中には日本で不法滞在者となり、未婚のまま子どもをもうけることもある。その場合、生地主義ではない日本で出生した子どもたちは実母が未婚である以上、実母の国籍を継ぐことになる。

実母は不法滞在者であることを知られるのを恐れ、概ね大使館をふくむ官公庁に出向くことをためらう。結果的に子どもの出生登録がないがしろにされ、提出されないままの実態がある。ときには、実母が知人に子どもを預け行方不明になっている場合もある。ISSJはこのような場合に、大使館や児童相談所の協力を得て、行方不明の実母を探し出したり、実母またその関係者らから状況を伺い、未就籍、無国籍状態になっている子どもの出生登録の支援、子どもが親族に再会するための本国帰還支援を行っている。

### ケース4

### 子どもの国籍取得援助

児童養護施設に入所する高校2年生の男子生徒が、無国籍状態のまま、退所年齢に近づいていることを心配した児童相談所の担当者より、この生徒の国籍取得の手続きを支援してほしい、という相談がISSJに寄せられた。



この生徒の母親は、フィリピン人の不法滞在者で、この生徒が生まれてまもなく、家賃滞納のためにアパートを追い出されることになった。住居を失った母親は、困り果てた末に児童相談所を通じて、本児を乳児院に預けることになった。しかし、その翌年、母親は児童相談所への連絡を絶ったまま、フィリピンに帰国してしまった。母親は、出産後、市役所に本児の出生届は提出したものの、フィリピン大使館での出生登録をしなかったため、この生徒は無国籍状態のまま成長し、17歳になっていた。

ISSJは、児童相談所に残された母親のパスポートの写しを基に、フィリピンの国家統計局（NSO）から、母親の出生証明書入手し、この生徒の母親がフィリピン国籍者であることを証明した。さらに、日本の市役所に提出された出生届の記載事項証明と児童相談所が作成した経過説明書を添え、児童相談所の担当者を出生登録の宣誓供述人に据えることで、在日フィリピン大使館は、この生徒をフィリピン人を母にもつ未成年者として、出生登録することを了承した。この生徒は、児童相談所の働きにより、すでに入国管理局から、在留資格を得ていたため、国籍取得に伴い「フィリピン国籍を有する正規滞在者」となることができた。

#### ケース5

#### 国際結婚の破綻による問題への援助

国際結婚後、関係が破綻した夫婦の間の子どもの問題には様々な問題が生じる。ある日本人男性は、スペイン人女性と欧州A国において結婚をし、子ども三人と共に五人で生活をしてきた。子ども三人が生まれた後、夫は仕事を転職することとなり、その後夫婦関係が悪化していった。さらに、転職したことにより収入が激減し、妻および子どもたちと別居することとなってしまった。当時暮らしていたA国にて別居中の裁判が行われたが、当時の収入と見合わない養育費等の審判が下りたことで父親の生活はますます厳しくなり、日本の実家に帰るほか選択肢がなくなってしまう。

父親は、仕方なく日本に戻ったものの、今まで築き上げてきた家族やキャリア全てを失い、精神的にとっても打撃を受けた。また、追い打ちをかけるように、ある時期より妻と連絡が途絶えてしまい、その結果、子どもたちとも連絡が取れなくなった。父親は、子どもたちとのつながりを維持するために様々な方法を模索したが、やはり子どもたちとはつながることができず、最終的には子どもたちとまた定期的に連絡が取れるようにしたいという意志のもと、ISSJに連絡し援助を求めた。ISSJは、A国にあるISSと連絡を取り合い、どのようなサポートが可能か相談をした。現地のISSはまずは今現在の子どもの状況、そして母親の状況の査定を実施することにした。その結果、夫婦間での離婚がまだ成立していなかったため、離婚裁判を実施して、その審判結果を受けて今後の援助方法を検討し、援助を進めていくことが必要であることが明確となった。A国での裁判には既に不信感を募らせていた父親であったため、当初は裁判に応じない姿勢を示していたが、ISSJは電話やメールを通して何度か父親の話しに耳を傾け、父親の立場への理解を示しつつ、父親の主張を裁判に提出する重要性を説明した。その結果、裁判に応じることに理解を示すようになった。

現在はまだ出口が見えない状況であり、父親の抱える精神的打撃は軽減されていないが、今後は、裁判の結果を受け、引き続き父親が子どもと連絡が取れるように少しずつ支援を進めて行きたい。



### 3. 難民や難民申請者、未就籍児への経済的支援

今年度、I S S Jは日本メイスン財団の助成を受け、タイにある難民キャンプから第三国定住を目的に日本にきたミャンマーの人々や、日本で難民認定された人々、さらに難民申請中の人々への医療費や生活費や学資扶助を行った。また日本で生まれ、本国政府に出生届が出せないために無国籍になっている外国籍の子どもたちに対し、本国政府や日本政府と交渉して出生証明書や国籍取得、パスポートの取得、ビザの取得等を援助した。また、難民の子どもの生活支援や就学支援も行った。

特に第三国定住者として難民キャンプから日本にきた難民の人々は、日本政府の支援が終わった後自立して生活しなければならないが、夫婦によって日本社会への適応速度が違うことから夫婦の関係がギクシャクする等カウンセリングが必要なケースもある。また親子共々難民キャンプで生活していたため、学校に行ったり、働いた経験がない人もいるが、付き添いながら勉強をする習慣を身につけさせてきた。一方、難民申請中の人々の中には、働くビザがもらえないため、家賃が払えなくなって路上生活をしていたり、病気になってもが医療費がないので治療を受けられない、など様々な困難を抱えている。I S S Jは最低生活が維持できるよう日本メイスン財団の助成金で病院への付き添いや医療費支援、住宅探し等の支援を行った。

#### ケース6 生活費支援

I S S Jはタイの難民キャンプから日本に第三国定住者として来日したミャンマーの家族の支援を行った。娘二人は言葉の問題、生活習慣の違いなどから、なかなか日本の学校生活に馴染めず、学習面での遅れがめだち、学校に行くことを嫌がるようになった。そこでI S S Jはインドシナ難民の定住相談員を長く務めたベテランのソーシャルワーカーに母と二人の娘たちの適応支援を依頼した。ソーシャルワーカーは毎日朝から夕方まで付き添い、子どもたちの学校での悩みを聞き、母親にはスーパーマーケットの買い物に付き合い、日本の食材を使った料理を教え、更年期の症状が出ていたので、病院で治療を受けさせるなど、寄り添う支援を続けたところ、少しずつ心を開き、子どもたちはソーシャルワーカーをおばあちゃんと呼ぶまでになった。医療費や食費、学校にかかる費用の支援を日本メイスン財団の助成金から行い、カウンセリングを続けたところ、母はパートの仕事を始めた。まだまだ生活は苦しいが、日本ででの生活に意欲を見せ始めている。

#### ケース7 医療費の支援のケース

難民申請中のアフリカ出身の女性は、本国において受けた性的迫害によるトラウマから精神的に不安定になり、誰にも心を開かないため難民支援をするNGOをたらい回しされ、I S S Jに紹介されてきた。I S S Jのソーシャルワーカーが英語によるカウンセリングを続けることで、唯一そのソーシャルワーカーに心を開き、日本メイスン財団の助成金で病院での治療を続けることができている。



## 4. 難民および難民申請者への相談援助

「難民」という言葉はさまざまな場面で使われているが、正確には「人種、宗教、国籍、政治的意見、特定の社会集団」を理由に迫害を受けた、あるいは迫害を受ける恐怖から国外に逃れた人々のことである。シリアなどの紛争により、新たに難民になった人は 2013 年前半（1-6 月）だけでも 150 万人に上り、2012 年の通年 110 万人をはるかに上回った。日本で難民申請をする人の数も急激に増え、2013 年の申請者数は 3,260 人であった。

I S S J は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の委託を受け、難民申請者への相談援助事業として精神医療へのアクセス、カウンセリングの提供、収容施設の訪問などを実施している。2013 年の支援対象者は約 200 人で、国籍は 29 か国に及んだ。主な国籍は、スリランカ（15%）、イラン（11%）、バングラデシュ（8%）、ナイジェリア（8%）である。精神医療については、国民健康保険に加入できない人も医療機関につなげ、薬剤費や長期診療費用もカバーした。カウンセリングは電話相談、事務所での面談、家庭訪問などを通じて提供し、病気や生活に関する相談を受け、情報提供や助言などを行った。収容所訪問は、平均で、東日本入国管理センター（茨城県牛久）に月 2 回、一日 7 人を訪問し、東京入国管理局（東京都品川区）は月 1 回、数人に面会した。

上記の他に、日本に定住するミャンマー難民の女性を対象にグループセラピーを計 7 回行った。日本語の読み書きができて支障なく生活しているように見えても、異国・異文化での暮らし、特に子育てや社会生活には常に不安や戸惑いが付きまとう。グループセラピーに参加した女性はほとんどが母であり、共通する悩みを打ち明けた。

キャパシティビルディングとしては、難民理解講座（全 5 回）を開催した。初めの 3 回は難民が抱えやすい精神疾患に焦点を当て、基本症状、援助者の対応の仕方、事例などについて精神科医・臨床心理士が講義し、後半 2 回は多文化ソーシャルワークについて大学教授が講義した。また I S S J スタッフも講師として現場の経験を共有した。

UNHCR の委託事業の他にも難民および難民申請者からの相談が増え、特に医療に関する相談が多かった。精神医療以外は委託事業の対象にならないため、独自のネットワークと社会福祉の専門性を生かして支援を行った。難民・難民申請者への心理社会支援はまだ日本では研究が少なく、知見が蓄積されているとは言えない。I S S J はその最前線にいることを意識し、今後も援助技術の向上とネットワーク強化に努め、より良い難民支援に貢献したい。

### ◆ 牛久、品川の収容所でのカウンセリング ◆

自国から政治や宗教、人種差別等の理由により、日本に逃れてくる難民は後を絶たない。その中でも、難民認定の結果が出るまでの数年間、特に在留資格が出ず、仮放免という不安定な身分で生活をしなければならない難民申請者は少なくなく、何かしらの理由により茨城県牛久市や品川にある収容所に収容されることもある。また、空港にて拘束され、そのまま収容所に送られるケースもある。このような場合には、日本での生活経験がなく、日本の事情を知らず日本人の知り合いもなく、コミュニケーション手段となる日本の言葉も身に着かないまま収容されるため、クライアントは不安の渦に身を置かれることになる。

I S S J では、茨城県牛久市や東京都品川区にある入国管理局の収容所に月 2～3 回のペースで訪問し、1 回につき 6 人～8 人ほどと面会を行っている。面会では、難民申請者へのカウンセリングを実施し、クライアントの悩みに傾聴し、クライアントを取り巻く背景や現状、家族の状況などを確認しつつ、精神や身体における健康面についての相談を重点的に受けている。



クライアントの多くは、自国から逃れてきたことから生じるストレスを既に抱えており、それに加えて収容が長引くほど精神及び身体面において共に不調が現れてくる。そういったストレスが原因で頭痛や腹痛、腰痛や胸の痛み、高血圧、不眠、便秘や下痢・嘔吐など様々な身体症状として現れることが非常に多い。I S S Jでは、このような体の不調を含むクライアントの様々な訴えに耳を傾け、面会を通したカウンセリングのみならず、電話や手紙でのやり取りも行っている。また、自国での経験よりトラウマや精神的苦痛を抱え、幻覚・妄想の症状や自傷行為、アルコール依存症などといったより深刻な精神的症状として発展するケースもあり、必要に応じて専門家や専門医と相談しながら対応し、情報提供および照会等を行っている。なお、I S S Jでは収容所にいるクライアントの多くは所持金が少ないことも多いため、シャンプーや洗剤などの日用品を希望に応じて差し入れをすることがある。さらに、海外にいる家族や外にいる友人、弁護士や保証人等との連絡が取れるようにテレホンカードや切手、文房具などの差し入れも行っている。今後も、クライアントが少しでも収容所内でのストレスを軽減できるように、サポートを続けていきたい。

## ◆ 難民のメンタルヘルスに関する研修会 ◆

2013年度は、難民支援のためのキャパシティビルディングとして5回シリーズの難民理解講座を大正大学の教室を無償で提供して頂き開催した。この講座は、難民支援に欠かせないメンタルヘルスとソーシャルワークに焦点を当て、専門家を講師に招いて実施したものである。対象者は主に日常業務で難民と関わる機会のある福祉関係者、医療従事者に加え、研究者、支援に携わるNGO職員などであったが、難民に関心を持つ学生、社会人なども参加した。最初の3回では、難民がかかりやすい精神疾患—うつ病、統合失調症、心身症、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などについて精神科医、臨床心理士が講義を行い、事例研究も行われた。後半の2回では福祉系大学の教授が多文化ソーシャルワークについて講義し、I S S Jソーシャルワーカーも現場で蓄積された知見を伝えた。講義にはほぼ同じ参加者が参加し、熱心に受講した。

I S S Jの難民支援は社会福祉をベースとし、心理社会支援を軸にしている。難民クライアントの大多数である難民申請者は、複雑な過去の経験やトラウマに苦しみ、日本においても貧困・困窮・収容や強制送還の恐怖に苛まれている。収容経験がある場合には拘禁反応から精神疾患に至るケースも多く、収容を解かれた後も治療が必要となる。言葉によるコミュニケーションが十分に取れない状況では、クライアントの言動、表情、生活状況から察知するノンバーバルコミュニケーションが占める割合が大きく、正しく察するために専門知識が必要とされるのである。

受講者は毎回20人程度というゼミ形式で実施し、質問の機会も多く、グループでの事例検討も行うこともできた。事前広報を十分にできなかったことは反省点ではあるが、毎回のアンケートを見る限り参加者の満足度は高く、好評であった。今後もさらに専門性を高め、有効な難民支援を行っていきたい。

### <講義概要>

#### ■難民とメンタルヘルス—異文化で抱えやすい精神疾患の理解と対応

- 第1回 2013年3月23日（土） うつ病
- 第2回 2013年6月2日（日） 統合失調症
- 第3回 2013年7月20日（土） PTSD、心身症（適応障害、身体表現性障害、不安障害）

#### ■難民とソーシャルワーカー—社会での適応と包摂、その支援

- 第4回 2013年8月25日（日） 女性と子ども
- 第5回 2013年10月19日（土） 多文化ソーシャルワーク



## II 国際ソーシャルワーカーの人材育成、研修、実習

### 1. 国際ソーシャルワーカーの人材育成

#### ◆ カンボジアにおけるプログラム ◆

ISSJは内戦を逃れインドシナ難民が来日した当初より、難民の生活相談援助を行ってきた。子どもの幸せを第一に働いてきたISSJとして彼らの本国復興に対する願いにこたえるため、1996年、カンボジア・ブノンペン郊外のスラムに子どものためのデイケアセンターを開設した。2007年からはブノンペン市中心部へ拠点を移し、ウナロム寺院内の『ひろしまハウス』において、貧しい家庭の子どもたちを主な対象に給食付の識字教育プログラムを進めている。カンボジアでは9年間の義務教育があるものの、実際に修了できるのは半数とも言われている。学校は午前と午後の2部制であるが、この『プテア・ニョニム（にこにこの家）』には、半日公立学校へ通い半日をここで過ごす子ども、また様々な事情で学校へ通うことができない子どもや、学ぶ機会を求める大人も集まっている。

昨年度に引き続き国際ボランティア貯金の配分を受け、カンボジア人現地スタッフ5名が約70名の子どもたちへ、朝食、昼食、おやつ付の識字・衛生教育を行った。日本からはソーシャルワーカーが7月、11月、2月に現地を訪問し、現地スタッフと子どもたちの面接や家庭訪問を行い、プログラムに対する助言を行った。現地とは毎月E-mailや電話で連絡をとっているが、現地の訪問を重ねる毎にスタッフらと信頼関係を深め、子どもたちのために働く価値を共有できるようになってきた。スタッフは皆子どもたちの家庭事情をよく把握し、また家族との話し合い、学校への編入や学費の交渉、学校への入学・編入に必要な書類取得に対する支援も積極的に行っている。昨年度に開始した奨学金プログラムにより職業訓練校で学んだ子どもたち3名は、それぞれレストランや美容室で職を得て自らの足で歩み始めている。家族との話し合いを始めとする地道な活動が、一人ひとりの子どもたちの希望へ結びついていることが感じられる。カンボジアは、国として教育・福祉に取り組み始めた段階である。子どもたちの成長は公的支援の整備を待ってはくれない。プテア・ニョニムは2014年3月時点で現地NGOとしての登録を進めている。運営資金面でもカンボジア人スタッフが中心となって事業を継続できるよう、支援を継続していく。

なお国際ボランティア貯金は、1990年より2007年まで郵便貯金をしている方のご好意で利子の一部を寄付していただき、2014年まで民間団体によるこうした海外援助資金として提供されてきた。ISSJは1991年より2013年まで配分金をいただき、カンボジアでの活動も継続することができた。ここに感謝を申し上げたい。



現地スタッフの本の読み聞かせに夢中



給食が一番楽しみな時間です



## 2. ケース研究

ISSJではケース研究会を毎週月曜日もしくは必要に応じてその都度行っている。ここでは養子および養親候補者または関係者との面接、調査等のプレゼンテーションや個々のケースを進める上で議論したいことなどを議題にしている。またパトリック・トムリンソン氏の講演「虐待を受けた子どもの愛着とトラウマの治療的ケア」や社会的養護を必要としている子どものための「ライフストーリーワーク」のシンポジウム等々に参加した。これらは、様々な背景を持つ養子候補となる子どもたちの調査や養親家庭への適応を支援する上で、ソーシャルワーカーらの知識を深めるよい機会となった。また「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（1980年ハーグ条約）」の平成26年4月からの実施に伴い、ISSJも面会交流支援団体として携わることから、外務省が主催する研修会などに出席した。これから実施される上での混乱を避けるため、内部でも支援方法の検討会が度々持たれている。

## 3. よこはま国際フォーラム参加

2月8日、9日に開催されたよこはま国際フォーラムの参加団体として、『隣人としての難民』をテーマに講座を開催した。日本に暮らす難民・難民申請者のおかれている状況を解説し、長年在日難民・難民申請者の相談支援を行ってきたISSJの経験から、彼らが実際に直面している社会的・心理的な困難、そしてその支援のあり方について説明を行った。また鶴見大学国際交流センターより、歯学部付属病院における難民申請者のための無料歯科診療事業や、学内での支援の広がりについて解説をいただいた。当日は大雪に見舞われ、予定していた難民を呼んでの座談会も交通事情により残念ながら見送ることとなった。しかし15名前後の参加者からは、難民申請者が日本に来る背景、日本での難民認定基準や認定者数の少なさの理由、難民をはじめ少数派の人々への理解者を増やしていく難しさなど、幅広い内容の質問や問題提起を受けた。若い世代の参加者からは、難民申請者がまさに隣人として身近にいる、彼らの社会的な事情を初めて知った、自分がどう関わっていくか考えさせられた、という声がよせられた。

多様な国からそれぞれ異なる背景を持つ人々が来日し、地域社会の中で暮らしている。しかしISSJへ相談にくる難民・難民申請者は、在留カードの発行されない仮放免の人々が大半を占め、社会の中で居場所を得ることは様々な難しさが伴う。彼らの存在を少しでも多くの人に知ってもらい、日本の社会のあり方や、進む多文化化をどう受け止めていくのか、身近な課題として考えるきっかけを提供していきたい。



## 4. 院内集会「転換期を迎えた養子縁組」

2013年10月29日、衆議院第一議員会館 国際会議場にて院内集会「転換期を迎えた養子縁組～すべての子どもに幸せな家庭を～」が開催された。主催は子どもの福祉を目的にした公正な養子縁組の社会的認知向上、養親縁組が救済となる人々への情報伝達、援助技術の蓄積や情報交換、関係機関との連携をはかるために2013年9月10日に発足した、全国養子縁組



団体協議会であり、ISSJも会員となっている。

院内集会では養子縁組に関わる複数の民間団体、新生児養子親委託を積極的に行ってきた元愛知県児童相談センター、全国20の産婦人科病院からなる「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」本部があるさめじま産婦人科医院、赤ちゃんポストを運営している慈恵病院など様々な現場からの報告が行われた。ISSJも養子縁組支援を行うようになった歴史をはじめ、現在は児童相談所、児童養護施設、乳児院と連携して主に日本人家庭に於ける家庭養護の機会に恵まれない子どもに対して養子・養親の国籍が異なる養子縁組を行っていること、実母へのカウンセリングにも力を入れていること、養子縁組資料を永年保管して養子からのルーツ探しにも対応できていることなどの報告を行った。

また、現在、検討されている「養子縁組あっせん法案」についても意見交換が行われた。当日はメディアも多数取材に来ており、要保護児童の養護のひとつとして、児童福祉の視点から養子縁組と言う選択があることをより多くの人に理解してもらえる機会になった。

## 5. 必要書類および資料などの翻訳

---

ISSJの従事する国際的社会福祉事業は二カ国間以上にわたるため、それに関連する裁判や法律等の公的書類、心理学的診断書や健康診断書等の医療関係書類及び成績表、児童票等の学校からの証明書類や実親、養親候補者、推薦人からの個人の書簡等の書類の翻訳が必要とされる。国際養子縁組ではフィリピンやタイとのケースもあるが、それは英語と日本語で対応している。さらにタガログ語やタイ語についてはそれぞれの国のソーシャルワーカーが翻訳に携わっている。最近では、国際養子縁組において、養子となる子と養親候補者が日本でマッチングされ、本国(米国)に戻り数ヶ月間の試験的託置期間を経て、現地で養子縁組審判書が発行されるケースもあるため、託置後の経過報告書や審判書を翻訳する場合もある。

## 6. 実習生受け入れ

---

今年度、実習生として大正大学人間環境学科二年の学生を4月から7月の期間で15日間、上智大学総合人間科学部社会福祉学科三年の学生を10月から12月まで合計30日間、受け入れた。

ISSJの活動は、二カ国間以上に関わる家族や子どもの問題を社会福祉の視点から解決援助するという共通部分はあるものの、国際養子縁組支援、国境を越えた未成年者の家族再会援助、国内の難民および難民申請者への支援など個別ケースを対象としているため内容が解りにくく、また業務には語学や個人情報管理への配慮が必要である。この点を実習生に説明した上で、各事業概要の説明など資料を使った机上での実習と、養子縁組ケースでの養親候補者への面接や牛久收容所での難民申請者へのカウンセリングへの同席、児童養護施設への訪問同行、養子縁組ケースのレポート作成、難民ワークショップへの参加など現場体験を通しての実習と、学習と実践の両方からISSJでの実習をしてもらった。実習生にはファンドレイジング活動である年2回行われるチャリティ映画会バザーの当日手伝いにも積極的に関わってもらった。このイベントが様々な年代の多くのボランティアの方々によって支えて頂いていることを知り、直接活動に関わる楽しさも感じてもらえたようだ。実習生からは、普段の生活ではあまり触れることがない国際福祉分野の活動を学ぶことができ、「現在の日本にもそのような問題があることに気付かされ、今後問題意識を持ちたい」などの感想が寄せられた。ISSJでの実習体験が今後の彼女たちの人生に少しでも役立つことを願っている。



# Ⅲ 広報活動事業

## 1. チャリティ映画会の開催

2013年度も6月と10月の年二回、ISSJチャリティ映画会・バザーを神保町の一ツ橋ホールで開催した。当日は活動パネル展示もあり、多くのお客様にお越し頂いた。この映画会の企画運営は、ボランティアを中心とするISSJ催物委員会によって行われており、開催日の約3ヶ月前より毎週金曜日に中核ボランティアの皆様7～8名が事務所に集まって案内状やチケットの発送、バザー準備作業などをしてくださった。この他にも当日お手伝いくださる方、バザー品をご寄付くださる方など多くのボランティアの皆様を支えて頂いた。

6月19日(水)の第66回映画会では史実に基づく英国からオーストラリアへの児童移民を扱った「オレンジと太陽」を、10月19日(金)の第67回映画会ではアカデミー賞5部門受賞の白黒サイレント映画「アーティスト」を上映した。参加券販売、バザー収益、寄付金、広告収入などを含めた総収益は第66回、第67回でそれぞれ2,676,614円、2,418,260円で、参加券の販売数は2383枚、1918枚、入場者数は1414名(760名、376名、278名)、1089名(591名、315名、183名)であった。

映画選定にあたっては東急レクレーション、岩波ホールなどの専門機関の助言、協力を頂いた。今年度も、映画会を支持して下さる個人、および岩波ホール、カトリック志村教会、桜東京パイロットクラブ、大成建設株式会社、東京1zonクラブ、ナガセケンコー株式会社、日本女子大学図書館友の会、日本女子大みどり会、東京京浜ロータリークラブ、東京大井ロータリークラブ、東洋埠頭株式会社、遠山偕成株式会社、原沢製薬工業株式会社、など多くの団体の皆様にチケット販売でご協力を頂いた。

ISSJの映画会のチケットやバザー品をご購入いただき、ご参加、ご協力くださる皆様のご支援があってこそISSJの日々の社会福祉活動が成り立っている。映画会の収益は催物委員会よりISSJ本部に全額寄贈しISSJの様々な活動に使わせて頂いた。



多くの方がご参加くださった会場内



ISSJバザーでもご協力いただいた



## 2. 国際養子縁組紹介DVD作成

今年度、公益財団法人JK Aの補助金を頂いて、「ISSJの国際養子縁組紹介」DVDを作成した。その目的は、ISSJが過去60有余年にわたって行ってきた国際養子縁組支援を関係機関や関係者、また一般の皆様にも画像、映像でご覧頂きより理解を深めて頂くことである。

ISSJの国際養子縁組支援は、国内で家庭養護の機会に恵まれない子どもに国内外に住む国籍が異なる養親（配偶者が日本人の場合も含む）のもとでの家庭養護の機会を与えること、「子どもの出自を知る権利」を保障するために1950年代からの養子縁組資料を保管していることなど、いくつかの特徴がある。それらを良く理解してもらえるように、DVDでは9歳まで児童養護施設にいて在日の米国人夫婦に養子として迎えてもらった子どものケース、3兄弟一緒に養子に迎えたケース、1950年代に米国に行き50年ぶりに自分のルーツを問い合わせてきたケースなど具体的な事例を紹介した。子どもの幸せを第一に願うISSJの国際養子縁組支援により、国籍や国境を越えて築かれた新たな家族とその成長を児童福祉施設の皆様やまた映画会などで、より多くの皆様に見て頂きたいと願っている。なお、使用画像映像は当事者の了解を得て利用させて頂いた。



ISSJ活動紹介  
～国際養子縁組～



社会福祉法人  
日本国際社会事業団  
ISSJ



## 3. ニュースレター「Intercountry」の発行

ISSJの事業内容や活動状況および日本の児童福祉の現状を広く人々に紹介し理解していただくために、今年度はニュースレター「Intercountry」を年2回発行した。配付先は関係機関や寄付による支援者などであった。

第45号 8月31日発行	第46号 1月1日発行
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急がれる『養子縁組あっせん法』及び『国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約』の制定</li> <li>● ぼくにパパとママができたよ！</li> <li>● 難民理解講座、グループセラピー開催</li> <li>● 補助金、助成金事業完了のご報告</li> <li>● ISSJ NOW 現在の活動紹介</li> <li>● 第67回チャリティ映画会・バザーのご案内</li> <li>● ご支援のお願い</li> <li>● 役員リレー</li> <li>● ISSJ活動報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新年挨拶</li> <li>● 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の批准について</li> <li>● 難民理解講座—こころを理解する</li> <li>● ISSJ NOW 現在の活動紹介</li> <li>● 第68回チャリティ映画会・バザーのご案内</li> <li>● NHKで放映されたシュン君のその後</li> <li>● ご支援のお願い</li> <li>● ボランティア・スタッフリレー</li> <li>● ISSJ活動報告</li> </ul>



## IV ボランティアによる活動

今年度も映画会の実施にあたり様々な分野で多くのボランティアの方が活動してくださった。ボランティアの方々の年代は20代～80代まで様々であるが、「楽しく無理なく」をモットーに活動して頂いており、多くの皆様に支えられて映画会が成立していることに心から感謝申し上げたい。

### ◆映画会・催物ボランティア◆

「SSJ」が年2回行うチャリティ映画会・バザーを支えてくださっているのは「催物委員会」のメンバーとして活動してくださっている中核ボランティアの方々である。上映作品の選定、チケットの販売、チラシやチケットの発送、バザーの企画、商品の準備、映画会当日の販売など自主的に作業を進めてくださっている。また、このほかに手作り作品の提供、当日のバザー販売など幅広いボランティアネットワークによってチャリティ映画会が支えられている。今年度は以下のボランティアの方々にお世話になった（敬称略）。

◎催物委員会委員：糸井直子、浦田眞智子、川村庸子、滝川一子、中山八枝子、西端萬里子、佐久間和子、清水由利子、霧原恭子、千葉規子

◎映画会当日のお手伝い：

石川三春、中村紀子、田端智子、塩道美由紀、三上登與子、白鳥和美、佐藤晶子、伊藤伸子、伊藤智代子、伊崎逸子、菊地千代子、斉藤季志子、高橋久美子、中島静子、田辺麗子、磯野利依、谷田部田美子、平田聡美、細井純子、高田由紀、福地充博、横山美枝子、米田英里子、伊藤茉莉、軽部真純、カンヤラニ

◎手作りをはじめとする多様なバザー作品のご提供：

青木洋子、磯野利依、糸井直子、伊藤治子、伊藤路子、浦田眞智子、小田部典子、北島俊生、衣笠孝子、佐藤晶子、蓼原恵理、白鳥和美、重藤裕子、下世古順子、滝川一子、千葉規子、霧原恭子、中山八枝子、成島昌子、林美希、平岡きよ子、松本基子、右谷孝子、西山誼、三上登與子、山下恒子、山本和子、吉岡美佐子、柳沢紀子、山川晃子

◎バザー品協力企業&団体：

アパ、モンスイユ、利尻亀一、NPO 法人難民自立支援ネットワーク REN、佐々木製菓、秀吉



毎週、活動して下さっている催物者委員会の方々



# 資 料

## ◆2013 年度相談ケースの内訳

2013 年度相談ケース	ケース数
新規受付相談数	671
新規オープンケース数	145
再開ケース数	10
継続相談ケース数	370
当年度内取扱総ケース数	1196

## ◆相談援助ケースの主たる問題別相談回数とケース数

主たる問題	相談回数	ケース数
国際養子縁組、里子里親養護	3561	585
国際結婚・離婚のカウンセリング	88	13
国籍の問題	282	25
認知に関する問題	14	7
子どもの虐待、養育問題	166	6
送還問題	75	11
滞在手続	136	22
家族の再会	306	38
福祉行政	7	6
精神的問題	23	7
医療に関わる問題	5	7
就職	0	14
日本語教育	0	0
行方不明者探し	39	3
教育問題	0	2
財産相続	8	2
翻訳、文書作成	5	1
情報提供	66	25
刑事事件	0	0
生活適応援助	0	2
人材育成	0	0
難民問題	2224	396
奪取	113	7
その他	11	17
合 計	7129	1196



### ◆ケースで関係した国名

今年度に当事業団が関わった国と地域は次の 74 カ国である。

アフガニスタン	アメリカ	アンゴラ	イギリス	イタリア
イラン	インド	インドネシア	ウガンダ	ウクライナ
エクワドル	エチオピア	オーストラリア	オーストリア	オランダ
ガーナ	カナダ	カメルーン	韓国	ガンビア
カンボジア	ギニア	グアテマラ	クロアチア	コートジボアール
コソボ	コロンビア	コンゴ	サウジアラビア	シリア
シンガポール	スイス	スーダン	スペイン	スリランカ
セネガル	ソマリア	タイ	台湾	タンザニア
チェコ	チベット	中国	チリ	ドイツ
トルコ	ナイジェリア	ニジェール	ニュージーランド	ネパール
パキスタン	パラグアイ	バングラデシュ	フィジー	フィリピン
ブラジル	フランス	ブルネイ	ベトナム	ベネズエラ
ベルー	ベルギー	ポルトガル	マラウイ	マリ
マレーシア	ミャンマー	モルドバ	モロッコ	ラオス
リベリア	ルーマニア	ルワンダ	ロシア	

### ◆ケース相談持込・紹介機関

今年度内新規受付相談は 671 ケースあり、その持込・紹介機関は次の通りである。

ケース相談持込機関		ケース数
外国政府機関・在日大使館		129
日本政府機関	省庁・都道府県・市区町村	14
	在外日本大使館	2
	家庭裁判所	4
	児童相談所・福祉事務所・保健所	16
	地方入国管理局・警察	2
米軍関係（基地相談機関等）		1
国連・国際機関		18
医療機関		2
学校・教会・民間団体		20
出版物・マスコミ報道・ISSJ 広報・インターネット		245
弁護士		9
友人・知人・家族・本人		119
ISS 本支部・コレスポネント		9
その他		81
合 計		671



## 完了報告のお知らせ

平成 25 年度の補助金、助成金交付を受け、次の活動を完了いたしました。ここに活動完了のご報告を致しますとともに、ご協力いただきましたことを謹んで感謝申し上げます。

社会福祉法人 日本国際社会事業団 理事長 大槻弥栄子

	補助事業名および活動内容	補助、助成金額
<b>JKA</b> (旧日本自転車振興会)  	<b>子どもが幸せに暮らせる社会をつくる活動補助事業</b>  子どもを育てられないという実母からの相談、世界各地から寄せられる子どもを育てたいという相談、児童相談所から要保護児童に新しい家庭を探して欲しいという相談などに応じて、国内での保護が難しい子どもの最終救済手段としての国際養子縁組支援を行った。またISSJの援助で国際養子縁組を行った養子の実母探しの援助、国内の難民に対しても適応相談援助を行った。ISSJの国際養子縁組活動を紹介するDVDを作成した。	9,281,000円
<b>日本財団</b>  	<b>国境を越えた未成年者への家族再会援助</b>  戦乱、貧困、結婚生活の破綻、親の病気など様々な理由で実親から遺棄、養育放棄されたり、実親と離れ離れになった在日の無国籍児や外国籍児、海外居住する日本国籍児を対象に家族や親族との再会援助を行った。国際結婚の破綻に伴う未成年者の家族再会の相談・援助を行った。ホームページの効果的利用のためインターネットおよびパソコン環境の整備を行った。	8,000,000円
<b>郵便貯金・簡易生命保健管理機構 国際ボランティア貯金</b>	カンボジア、ブノンベン市の貧困家庭の子どものための給食付識字教育、パソコン操作や日本語教育などの職業訓練などを行った。	3,608,000円
<b>UNHCR</b>  (2013年1月～2013年12月)	母国から政治的、宗教的、人種的迫害を逃れ日本に来て、難民申請をした後、超過滞在となり入国管理局に收容されている人やメンタルな問題を持つ申請者へのカウンセリングを行った。また、難民への理解を得るためにグループセラピーおよび難民理解講座を開催した。	2,420,500円
<b>日本メイスン財団</b>	実親に遺棄された超過滞在の子どもの本国送還援助、難民認定申請中の人や申請が却下されて、就労も帰国も出来ない人への、生活費や住居費や医療費援助などを行った。	3,500,000円
<b>東京都中央募金会</b>	日本在住の混血児、外国籍児、無国籍児、難民申請者、難民の人々への緊急援助を行った。	300,000円



## 御礼

この一年間、ISSJは多くの皆様の善意に支えられ、励ましを頂きながら活動を続けることができました。団体、個人として寄付を下さいました多くの皆様、またボランティアとして活動を支えて下さいました皆様、チャリティ映画会にご協力を頂きました皆様に、役職員一同心より厚く御礼申し上げます。

本年、ご寄付を頂いてISSJを支えて下さり誠に有り難うございました。

実践倫理宏正会、東洋埠頭株式会社、三菱マテリアル株式会社、  
呉市赤十字奉仕団、桜東京パイロットクラブ、東京京浜ロータリークラブ、  
真如苑、聖心女子大学同窓会宮代会、ルピナス会、雪ヶ谷化学工業株式会社  
共栄会持株会、

粟屋信子、飯島澄子、飯田和子、五十嵐千恵子、池田たかね、池田千鶴子、  
池田良子、石河久美子、磯野テイ、一瀬通子、伊藤進一、伊藤路子、  
伊藤陽子、犬塚静衛、井上恭子、伊部亜理子、梅田和信、梅田勝利、  
浦田眞智子、遠藤洋子、大江佐和子、大槻弥栄子、大野佳男、大場亜衣、  
大森邦子、大森義夫、岡田まき、小田垣陽子、小館静枝、折本徹、飼手和子、  
加藤仁志、金子のぶ、金田健史、鎌倉晴久、上村由三子、川村庸子、  
神田憲次、岸田節子、木村秀夫、桐田孝史、国広寿子、倉内欣江、栗原安夫、  
黒田礼子、小池恵子、後藤洋子、小林あさ子、小林紀子、松本哲郎、  
齊藤淑子、齋藤文太、佐伯英隆、嵯峨明美、坂井一郎、坂本光彦、櫻木康裕、  
佐々木嘉恵、澤村美佐子、鹿瀬芝芄子、重藤裕子、鈴木千恵子、高島有終、  
高砂美代子、高瀬正枝、高橋浩二、高橋里江、高橋恒久、高久京子、  
高見泰子、滝永敏之、田中むつ子、田丸修、千葉秀哉、知本哲郎、遠山明良、  
鳥居淳子、鳥飼光子、内藤信子、長崎幸夫、長島幸男、中村紀子、野沢佳織、  
野尻信江、野村郁子、萩原茂男、花巖昭夫、林貞行、林滋、林伸子、原清美、  
平尾賢三郎、平場雅子、福士敬子、古橋楓、古屋孝子、細井純子、細淵元洋、  
細矢次子、保々敬子、本田八恵子、前田武昭、松本佑子、三上登與子、  
右谷亮次、御手洗美智子、宮島まゆみ、森節子、矢澤香織、八住美奈子、  
山下恒子、山田吉隆、山本進三、山本光子、吉岡多子、吉澤理恵子、  
吉永しのぶ、吉永通憲、龍紀子、脇屋容子、渡邊啓、渡辺雅子、渡辺正子、  
渡辺美秀子、Chris Hobgood、Joe DuFresne & Natasha Dachos

(敬称略、あいうえお順)



## 役員（2014年3月現在）

理事長 大槻弥栄子  
副理事長 / 大森邦子  
常務理事

理事 犬塚静衛 梅田勝利 加藤仁志 坂本光彦 鳥居淳子 前田武昭  
松本哲郎 吉永通憲

監事 栗原安夫 林滋

評議員 アラン・ヴァクジャル 飯島澄子 池田千鶴子 伊部亜理子 梅田勝利 海沼美智子  
加藤仁志 鎌倉晴久 神田憲次 木村秀夫 佐伯英隆 坂本光彦 園田天光光  
滝永敏之 遠山明良 鳥居淳子 長島幸男 松本哲郎 御手洗美智子  
山本進三 吉永しのぶ

顧問 大谷リツ子 右谷亮次 原澤政純

## ソーシャルワーカー、ケースエイド（2014年3月現在）

大森邦子 伊部亜理子 相宮陽子 石川美絵子 伊藤サガー 榎本まり 江部由里 大場亜衣  
椎名康恵 重藤裕子 ステラ・オカンポス 田中美結 知本哲郎 成毛彩 根岸理恵



ブテア・ニヨニムに通う子どもたちの笑顔

---

## 社会福祉法人 日本国際社会事業団 International Social Service Japan

〒153-0051 東京都文京区湯島 1-10-2 御茶ノ水 K&K ビル 3F

TEL (03)5840-5711(代) FAX (03)3868-0415

E-Mail [issj@issj.org](mailto:issj@issj.org)

URL <http://www.issj.org>

---

## 支援のお願い

私たちは「子どもの幸せを第一に！」を願って活動している社会福祉法人です。

皆様の温かいご支援をお待ちしております。

皆様のご寄付・ご支援は、活動資金として大切に活用させていただきます。

こんな時にご寄付を・・・

- お誕生日、結婚記念日
- 子どもや孫が生まれた時
- 幸せなニュースに接した時
- その他、故人の遺志を尊重して

ISSJ へのご寄付は、寄付金控除等の税の優遇措置の対象となります。

皆様のご寄付、ご支援で多くの子どもたちの笑顔が広がりました！



振込先：三菱東京UFJ銀行中目黒支店 普通0397932

郵便振替 00190-7-64911

加入者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

団体・法人会費 年／1口 100,000 円

団体・法人賛助会費 年／1口 50,000 円

個人・グループ会費 年／1口 5,000 円 (何口でも可)

その他金額の多少にかかわらず、一般寄付および切手、テレホンカード等ご支援を受付けております。

平成26年度 児童福祉週間標語

そのいっぽ みらいにつづく ゆめのみち

厚生労働省